

平成十六年九月三日受領  
答弁第六二二号

内閣衆質一六〇第六二号

平成十六年九月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員伴野豊君提出わが国における自殺者の増加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員伴野豊君提出わが国における自殺者の増加に関する質問に対する答弁書

1について

我が国の自殺者数は、警察庁において把握している数によると、平成十年に三万人を超え、その後も同程度の水準で推移し、平成十五年中における自殺者の総数は三万四千四百二十七人に達しており、自殺防止に向けて早急な対応を要する状況であると認識している。

2について

自殺防止対策の推進に当たっては、様々なストレスや悩みを抱える者に早期に対応するとともに、うつ病等の精神疾患は誰もがかかり得るものであること及びその対応方法等についての理解の促進を図るため、地域や職域における相談支援体制の強化、自殺防止のための正しい知識の普及啓発等の各般にわたる自殺防止対策を推進しているところである。

また、自殺の防止に関する目標については、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」（平成十五年四月三十日付け厚生労働省健康局長通知）の別添「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）の推進について」の別表において、国民が主体的に取り組む健康づく

りに関する運動を社会全体で総合的に推進することの指標の評価の目安として、自殺者数を平成二十二年に二万二千人以下とする旨定められている。

### 3 について

健康日本二十一は、国民が主体的に取り組む健康づくりに関する運動を、国だけでなく、都道府県、市町村、医療機関等の様々な関係者が総合的に推進するものであり、その達成について必ずしも特定の主体に責任が帰属するものではないと考えているが、今後とも自殺防止対策の推進に積極的に取り組んでまいりたい。